## 新型コロナウイルスへの企業対応に関する最新情報

※本データは4月13日時点での情報に基づくものであり、内容に変更が生じる可能性があります。

2020年4月

MS&ADインターリスク総研株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

## <前提>

4月1日の政府専門家会議では、全国を、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の3つに区分して対応を求めている。また、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)に基づく「緊急事態宣言」が政府から発令され、緊急事態措置の対象区域が、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県と指定された。また、これらを念頭に、本WEBセミナーでは、地域に応じた対応のポイントを簡潔に解説する。

#### <政府専門会議が示した地域区分(4月1日)>

地域区分	定義(概要)	
感染拡大警戒地域	・直近1週間の新規感染者数等が、その1週間前と比較して大幅に増加している ・医療提供体制のキャパシティが切迫性の高い状況またはそのおそれがある	
感染確認地域	・直近1週間の新規感染者数等が、その1週間前と比較して一定程度に増加幅が収まっている	
感染未確認地域	・直近1週間において、感染者が確認されていない	



<緊急事態宣言の対象区域(4月7日>

#### 5月6日まで

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、 大阪府、兵庫県、福岡県

#### <対象区域外>

左記以外の地域



1. 緊急事態宣言の対象区域における企業の対応方針(現時点で望ましい考え方)

特措法において、あらかじめ社会機能維持に協力することが明記された業種(指定公共機関)を以下 <a> に記載した。また、報道によると以下 <b> についても社会生活維持のために必要な施設とされている。これら業種については、社会機能の維持等に資するような業務(=BCP上の重要業務)は継続することが求められる。一方で、a,b以外の企業については、緊急事態宣言の主旨を鑑みると、全業務について停止するか在宅での勤務を原則とし、真に必要なごく一部の業務のみ継続とすべきである。

**<aの企業等>**特措法により、社会機能維持への協力が求められると明記された業種

- ■空港管理
- ■製薬·医療機器
- ■電力供給
- ■ガス供給
- ■フェリー
- ■航空運輸

- ■外航海運・内航海運
- ■鉄道
- ■貨物自動車運送
- ■郵便
- ■電気通信

**<bの企業等>** aに加え、今回の緊急事態宣言で 業務継続が求められる業種(報道ベース)

■銀行

- ■バス・タクシー
- ■スーパーマーケット
- ■金融機関、など。
- ■物流サービス

社会機能・生活機能の維持に 関わる業務<u>のみ</u>継続

真に必要な業務<u>のみ</u>を継続 **(※1後述)** 

**<cの企業等>**左記a,b以外の業種

真に必要な一部の業務を継続する場合は、感染機会を減らすような業務形態を導入すべき(※2後述)。



## 1. 緊急事態宣言の対象区域における企業の対応方針(真に必要な業務の絞り込み)

〈Cの企業等〉については、「出社させて行うべき真に必要な業務」をどの程度まで絞り込めばよいかの判断が難しい場合がある。ついては、絞り込みにあたり、以下のようなチェックリストをご活用いただくことが一考である。なお、4月6日の都知事会見(質疑応答)のなかで、通勤者を80%程度削減したいとの発言がなされており、これを念頭におくと、各企業とも、出勤者が通常の20%程度になるまで、業務を絞り込むことを目標にしていただきたい。

視点	項目		チェック		
従業員等の 安全確保	■通勤ルールの変更可能性(オフピーク通勤、交代勤務など)	高	中	低	
	■執務環境の感染危険性(密接、密集、密着)	低	中	高	
	■マスク、消毒液配備等の予防対応がとれる可能性	高	中	低	
	■業務遂行者の重症化リスク (高齢、慢性疾患、妊婦等)	低	中	高	
	■在宅での業務実施可能性	低	中	高	
事業継続	■5月上旬まで先送りした場合の自社財務・業績への影響	高	中	低	
	■5月上旬まで先送りした場合の取引先・顧客等への影響	高	中	低	
	■5月上旬まで先送りした場合の社内他部門等への影響	高	中	低	
	■5月上旬まで先送りした場合のビジネス機会の喪失	高	中	低	
	■サプライヤー、物流業者、委託先等の稼働可能性	高	中	高	
	■停止した場合の政府等からの助成金の額	低	中	高	
社会的責任	■行政からの出勤停止に対する期待	低	中	高	
	■同業他社の稼働停止状況(割合)	低	中	高	
	■社会からの事業継続への期待	高	中	低	

判断目安:左側(←)のチェックが多いと出社して業務継続、右側(→)にチェックが多いと停止または在宅勤務と判断



## 1. 緊急事態宣言の対象区域における企業の対応方針(業務形態)

緊急事態宣言対象区域においては、周囲に感染者が多数いる、という状況を想定する必要がある(無症状の感染者が出社している、という状況も十分に想定される)。ついては、出社させて業務を行う場合には、感染機会を減らすような業務形態を積極的に導入すべきである。以下に業務形態の例をしめす。

勤務形態	内容	
出退勤方法	ラッシュ時の公共交通機関の利用を回避するため、勤務時間のルールを柔軟に運用する(オフピーク通勤)。場合によってはタクシー、自転車、マイカー、徒歩等で通勤させ るといった対応も検討する。	
スプリットオペレーション	プリットオペレーション 職場のメンバー全員が感染者(濃厚接触者)となるのを避けるため、メンバーを2つ以上のグループに区分し、互いに別の場所で業務を行わせる。	
職場内の着座位置	職場内での着座位置を常に2m以上維持する(2mルール)。どうしても2mの距離を取れない場合でも、対面の着座を避ける。	
交代勤務	務 職場内の感染機会をできるだけ少なくするため、時間をずらして勤務させる。	
会議方法	会議は「3密」に該当する可能性が高い。電話やWEB会議で実施する。やむを得ず会 議を行う場合でも必ず2m以上の距離での着座、全員のマスク着、換気を徹底する。 また、会議前にはスイッチ、机上等を消毒してから行う。	

なお、社内であってもマスク着用を励行すべきである。



#### 2. 緊急事態宣言の対象区域外での企業対応方針

緊急事態宣言の対象区域外においては、今後、対象地域となることを想定し、いまのうちから、「真に必要な業務の絞り込み」および「感染予防に資する業務形態」を取ることに着手いただきたい。また、当然ながらこれまで実施してきた「感染予防策」については、引き続き徹底を行っていただきたい。

番号	実施事項	対応方針
1	職場における感染予防策	引き続き徹底が必要
2	感染予防に資する業務形態	対象区域となった場合を見据え、いまのうちから準備が必要
3	真に必要な業務の絞り込み	対象区域となった場合を見据え、いまのうちから準備が必要

### 本WEB研修の「対象区域」の対応を参考に準備

#### <下記を参考に職場における感染予防策を徹底>

- ・弊社WEBセミナー「看護師の目から見た感染予防対応のポイント」
- ・厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」



# ご視聴ありがとうございました

(End of presentation)

MS&AD

MS&ADインターリスク総研